



2021年3月19日

各 位

会 社 名 ナ イ ス 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 杉 田 理 之  
(コード番号 8089 東証一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 木 口 直 克  
(TEL. 045 - 521 - 6111)

### 刑事裁判の判決について

2019年8月14日付「当社ならびに当社元代表取締役の起訴について」及び2021年3月12日付「刑事裁判の判決に関するお知らせ」にてお知らせいたしました通り、当社は元代表取締役の2名とともに、金融商品取引法違反（虚偽有価証券報告書提出罪）の嫌疑で、横浜地方検察庁に起訴されておりました。3月12日に横浜地方裁判所にて判決期日が開かれ、当社は、両罰規定により、罰金1,000万円（求刑：罰金1,000万円）に処するとの判決を受けました。

当社取締役会は、弁護士らと慎重に協議・検討した結果、以下の理由等を総合的に勘案し、本判決に対する控訴をしないことを本日決議いたしましたので、お知らせいたします。

- ・本判決の内容は、既に訂正済みの過年度決算の内容に影響を及ぼすものではないこと。
- ・本判決が、起訴事実の対象となった取引の民事上の法律関係に直接的な影響を与えるものではなく、当社のお客様及びお取引先様にご迷惑をお掛けするおそれはないこと。
- ・当社の控訴により刑事裁判の更なる長期化を招くことは、経済的合理性の観点等からも株主の皆様全体の利益に適うとは判断されないこと。
- ・当社元代表取締役2名とは、2020年9月3日付「当社元代表取締役会長らとの合意について」にてお知らせいたしました通り、当社の被った損失を補填すること等を合意済みであること。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、経済活動が大幅に抑制され、先行き不透明な状況が続く中においては、収益力の改善及び企業価値の向上に専念すべきであること。

これにより刑事裁判の判決が確定した場合、2020年9月11日付「金融庁による課徴金納付命令の決定について」にてお知らせいたしました当社に対する課徴金2,400万円のうち、今回の刑事裁判に係る部分（課徴金600万円）については、課徴金納付決定が取り消される見込みです。

株主、投資家及び関係者の皆様には、多大なご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、本件につきまして真摯に受け止め、引き続き、企業価値の向上及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めるとともに、社会からの信頼回復に向けて取り組んでまいります。

以上